

文字の形と語の識別——「参」の二つの字形——

桑 原 祐 子

一、はじめに

現在、「参」の形で定着している文字について、奈良時代の生の資料を観察すると、その形は一種類でなく「叅」と「叁」の二種の形が使用されていることがわかる。現在の字形「参」は、未見である。

本稿では、この二つの形が語の識別に関与するのか、関与しないのか、ということを検討する。語の識別に関与しない場合、両者は同字の異体関係であると認定できる。語の識別に関与した場合、両者は別字と認識されていた可能性が高い。しかし、文字用法の史的变化を示す現象である可能性もある。さらに検討を加える。

本稿では、同一文脈において入れ換え可能な複数の文字のことを同字の異体関係と認定し、字形に類似があっても、同一文脈において入れ換え不可能な複数の文字のことを別字と認定する。

奈良時代の生の資料といえば、正倉院文書・木簡・漆紙文書・墨

書土器などであるが、本稿では正倉院文書と木簡を調査の対象とする。語の識別に関与するか否かを検討することが眼目であるので、語義の決定が可能な文脈をもつ資料として、この二つが適当であると考ええる。

正倉院文書は、正倉院に伝来した造東大寺司写経所の帳簿群をその中心とする八世紀の資料である。これは主に中倉に伝来した一群である。本稿では、この帳簿群を「写経所文書」と称する。ひろく正倉院文書と称される時には、北倉に伝来する献物帳・出入帳及び宝物とともに伝来した文書群も含まれる。これらは、写経所文書とは表現者・表現の目的・表現の場・伝来の契機が異なるので、区別して「北倉文書」と称す。更に、写経所で二次利用されたために写経所文書の紙背に残った戸籍・計帳・正税帳などの公文も伝来しているが、これを「紙背公文」と称することとする。

正倉院文書について、正集・統修・統修後集・統修別集は『正倉院古文書影印集成』一一一四（八木書店）、塵芥・続々修はマイクロフィルムの紙焼によって字形の確認ができるものを調査対象とした。

本簡は、釈文・写真が公開されているものを調査対象とした。奈良文化財研究所本簡データベースで「参(本文)」を検索すると、二〇〇四年二月二四日現在三〇六点がヒットした。この中で、釈文が決定でき、写真が確認できるものを対象とした。二七七点がこれに該当した。

二、写経所文書からわかる参・叁の書き分け

正倉院文書の中心をなす写経所文書の中で、参と叁がどのような語に使用されているかを検討する。写経所文書の年代は天平・宝亀年間(七二九年～七八〇年)の約五〇余年である。

叁は、数字三の大字⁽²⁾と参河国に使用される。三の大字の例は写経所文書に大量に見える。参河国の「叁」の事例は一一例見える。

参は、参(マキル)・不参・参向・参来・参上・阿刀与参(人名)に使用される。

結論を先に示すと、写経所文書では参と叁には語に対応した書き分け⁽³⁾があり、この書き分けはかなり徹底している。違例は三の大字に叁を使用したのが四例⁽⁴⁾あるだけである。三の大字の用例数に比して、極めて少数であり、単純な例外と考えられる。特筆すべきは、叁を参に書くことは極く稀にあっても、参・不参・参向・参上・参来を叁で書いた例は、写経所文書では現時点で未見ということである。

る。三の大字を参で書くことについては、後で詳しく取り挙げる。

叁の例が見える「布施申請解案」⁽⁵⁾、参向・不参などの使用頻度の高い「請暇不参解」⁽⁶⁾「造石山寺解移牒符案」や参・叁が共起する文書などを具体的に取り挙げて検討する。

〔資料1〕写後経所解案⁽⁵⁾ (続別二八 三ノ九二)⁽⁷⁾ 天平二〇年

写後経所解 申請布施事

合奉写経肆伯深拾捌卷

(中略)

題経律并叁仟肆伯拾玖卷

惣応給布施布叁伯陸拾柒端式丈玖尺肆寸

(中略)

経師叁拾壹人

(中略)

以前、起天平十八年正月十日、尽今年五月廿九日、奉写一切経一部既訖、仍所残布施物注頭、所請如前、以解、

天平廿年六月十三日爪工家麻呂

伊福部男依

経師らの報酬である布施を申請する文書では、前半の写経の総計部分を大字で書くことが多い。三の大字はすべて叁である。〔資料1〕以外の布施申請解案においても三の大字はすべて叁⁽⁸⁾である。

写真の確認ができる「請暇不参解」は二三三通ある。このうち五

一通に「参箇日」「参・不参・参向・不参向・参上」などの例（別筆を含む）がある。三の大字には、〈資料1〉と同じく、参を用いているが、マキルの参には参を用いている。〈資料2〉に示す。

〔資料2〕請暇不参解（続修二〇四ノ四三二） 天平宝字四年

秦家主解 申請暇日事

合参箇日 〔別筆〕
〔以廿一日参 過一日〕

右、以今月十六日夜、私廬物所盜、為問求請暇、仍注事状、謹以申、

天平宝四年九月十七日

〔判許

史生下道福麻呂

領賀茂馬甘 上馬養

〔資料2〕では、今月一六日に秦家主の私宅に泥棒が入り、盗まれたものを探索するために、三日間の休暇を九月一七日に願ひ出ている。家主は、二〇日に出仕しなければならなかったが、実際には一日遅れの二一日に出仕した。そのことが、別筆で「以廿一日参過一日」と記されている。この別筆は、領の賀茂馬甘か上馬養が記したものである。注目すべきは、参箇日の参と以廿一日参の参である。書き手は別人であるが、同一紙面で、三の大字参とマキルの参が書き分けられているのである。このような参と参とが共起する請暇不参解は、もう一通ある。

〔資料3〕三国廣山請假解（続々修三ノ四裏 四ノ四八九）

（天平宝字¹⁰）五年

三国廣山解 申請暇日事

合参箇日 〔廿七日参〕

右、為私買佃誤勘定、請件暇日如前、具注状申上、以解、

五年正月廿四日

〔判許 主典阿都宿祢 史生福麻呂〕

〔資料2〕と同様に、書き手は異なるが、三の大字とマキルの間で書き分けが見られる。

請暇不参解の中にはマキルの意義を有する参・不参・参向・不参向・参上といった語が四五通¹¹の文書に見えるが、すべてその字形は参である。三の大字は八通¹²の請暇不参解に見えるが、字形はすべて参である。

このように、現在ならば同じ字形「参」で書き表す、三の大字とマキルの語との間に字形の上で書き分けがあったことが窺えるのである。つまり、意義の相違に基づいて異なる字形を用いているのだから、字形の相違は語の識別に関与すると解釈しうる現象だと言えるのである。しかしながら、請暇不参解は、同一人物の書き分けではなかった。同一人物による書き分けの例があれば、右の解釈がより確かなものとなる。石山寺造宮関係文書の中にそれを見いだすことができる。

〔資料4〕造寺司牒（正集五 四ノ五二五）天平宝字五年（図1）

造寺司牒 造近江石山寺司

一長上船木宿奈万呂 木工登人額田部酒人 丈部真人

仕丁登人葛木古万呂 額田部廣演 私部廣田

醬壹斗 酢壹斗 未醬叁斗

酢滓伍斗 菹玖斗 大筒貳拾合

（中略）

木盤叁拾 長杯拾口

（中略）

右件雜物等、依彼牒狀下充如件、

一不奈丹波廣成事

右人、預木工所雜政、每物別當、是以不得令向、乞察此趣、

可用彼人、簡定可請、仍附波多稻持、牒送如件、以牒、

平宝字五年十二月廿三日主典志斐連「麻呂」（目考）

判官葛井連根道

造東大寺司が造石山寺司に雜物や人間を充当した時の送り状である。最初の項目は充当した人間や雜物を書き上げているが、数量はすべて大字で記される。三の大字は、やはり「叁」である。二番目の項目では、要求された丹波廣成を石山寺に参向させられないということを述べている。この二項目の事書「不奈丹波廣成事」のマキルが叁でなく奈で書かれているのである。この文書を書いたのは、

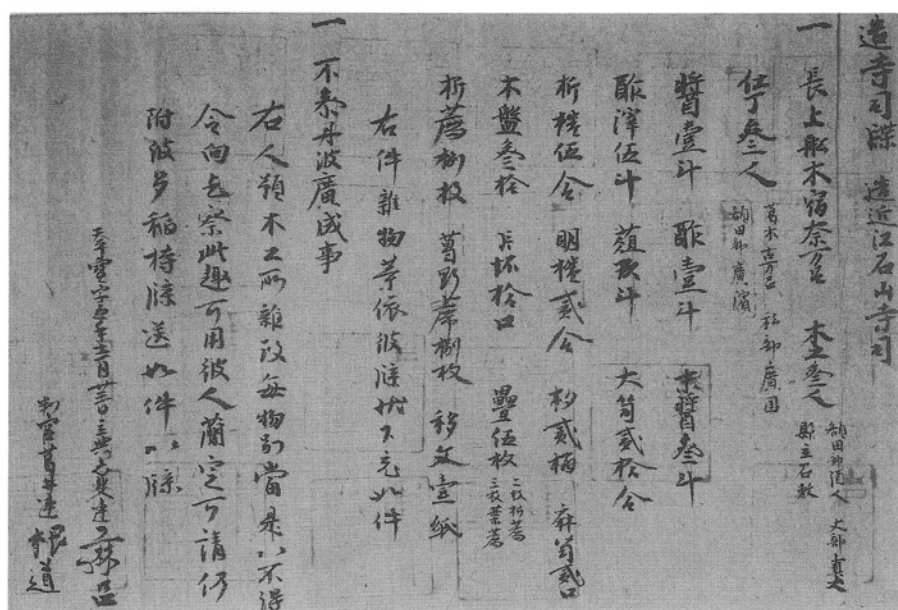


図1 造寺司牒（正倉院文書正集5、第1紙）（正倉院宝物）

造東大寺司主典志斐麻呂の下で文書作成に携わっていた史生である。一・二の項目はどちらもこの史生が書いたことは明白である。同一人物が語の相違によって字形を書き分けている事実が確認できたのである。

このような共起例は、〈資料4〉だけではない。天平勝宝年間の食口案・造石山寺所解移牒符案・奉写一切経所移牒案などにも同一人物による叁と叅との書き分けを見いだすことが出来る。次に示す。

〔資料5〕食口案（続々修三八ノ四 一一ノ三九九）

天平勝宝五年

写書所解 申二月食口事

合肆肆伯肆拾人

書生貳伯伍拾壹人

（中略）

校生柒拾人

五人校花嚴經

二人校勝鬘經

十人校本經

（中略）

舍人伍拾叁人

十三人叅内裏

（中略）

十人遣使

以前、二月食口、願注如前、

天平勝宝五年二月廿九日吳原

〔資料6〕造石山寺所解移牒符案（続々修一八ノ三 一五ノ一四九）

（天平宝字六年）

符 庄領猪名部牧虫等

海藻叁拾斤 滑海藻貳拾斤

右、山作所充遣如件、宜至依員運納下充、故符、

主典安都宿祢

下道主

二月三日

符 山作所領玉作子綿等 充遣領道豐足

右、阿刀乙万呂相替、充遣如件、宜承知狀、乙万呂掌所雜

物、件豐足勘遷、以今月六日叅向寺家、

一步板下桁柱 又次蘇岐板二百枚許各長八尺 六日以前令到來

右物、所作治、早速進上、不得怠緩之、

一彼在木工、令持刃器、今日不過進上之、

主典安都宿祢

下道主

二月四日

〔資料6〕は、二つの文書に亘る例であるが、これは下道主が控として追い込みで書き連ねたものである。従って、同一紙面上の書き分けの例と同類と見てよい。次の〔資料7〕も同じである。

〔資料7〕奉写一切経所解移牒案（続修一九裏 一五ノ三）

天平宝字五年

奉写一切経所解 申并 舍人等行事豎子召繼人等事
々々々

壹拾貳人
合玖人

(中略)

牒、件人等依奉写経事、烈見不得叅、仍牒送如前、今以状牒、々至准状、謹牒、

天平宝字五年正月十二日

奉写一切経所解 申所役駈使事

合駈使貳拾捌人 惣計單叁仟陸伯玖人

(後略)

三の大字叁には、小字三との間に形態的類似⁽¹³⁾がある。そのため、文脈の情報なしに、字形だけで語の識別が可能になる。叁は三を表すのには、叅よりも視覚的效果が高いことは言うまでもない。

「はな」と表記されているだけでは、「花」か「鼻」なのか直ちには判断できない。「庭のはな」「はながムズムズする」といった文脈が与えられない限り「はな」の意義は理解できない。しかし、漢字で「花」もしくは「鼻」と書くことによって、つまり別々の形を与えることによって、文脈なしで意義が理解できるのである。数字三の場合には叁と書き、出仕の意義の場合は叅と書くというのは、

これに匹敵する書き分けだといえないだろうか。表語性をその本質とする漢字にとつては、理想的な形と意義との関係であると認められるのではないだろうか。

しかしながら、さらに検討しなければならない点が二つある。

写経所文書での書き分けは、写経所という限られた場での現象である。文字を書く人々も限定されている。限定された場・限定された人々の間だけで通用していた書き分けの可能性がある。この書き分けが、広く一般的な当時の書き分けであったことを実証しなければならぬ。これが、検討すべき第一点である。

第二点は、叅と叁とを当時（八世紀を中心とする古代）の人々が同字の異体関係と認識していたのか、最初から別字と認識していたのかを検討することである。

三、北倉文書・紙背公文での書き分け

第一点を検討するために、調査資料を広げることとする。

〔資料8〕天平勝宝八歳六月二二日献物帳（国家珍宝帳）（図2a）

(前略)

別色御弓叁張

蘇芳御弓一張長七尺二寸五分 鋪袋緋袴裏 腹小 紫皮鑲弓把

(後略)

〔資料9〕天平勝宝八歳六月二二日献物帳（種々葉帳）

（前略）

人參五百冊四斤七両并袋

右納第九第十第十一櫃

（後略）

〔資料10〕天平宝字二年一〇月一日献物帳（藤原公真跡屏風帳）

（前略）

参議從三位行武部卿兼坤宮大弼侍從下總守巨瀬朝臣開麻呂

〔資料11〕雑物出入継文（図2b）

造東大寺司

合請藥深種

桂心壹拾斤小

人參壹拾斤小

芒消叁斤小

呵梨勒叁佰枚

檳榔子伍拾枚

畢撥根壹拾兩小

紫雪壹拾兩小

天応元年八月十六日

左大臣宣

参議藤原朝臣家依

〔資料8〕～〔資料11〕は、正倉院の北倉文書である。¹⁴⁾ 写経所文書とは質を異にする。特に献物帳は、全面に「天皇御璽」の印が捺されており、公式かつ正式な「晴」の文書である。この献物帳にお

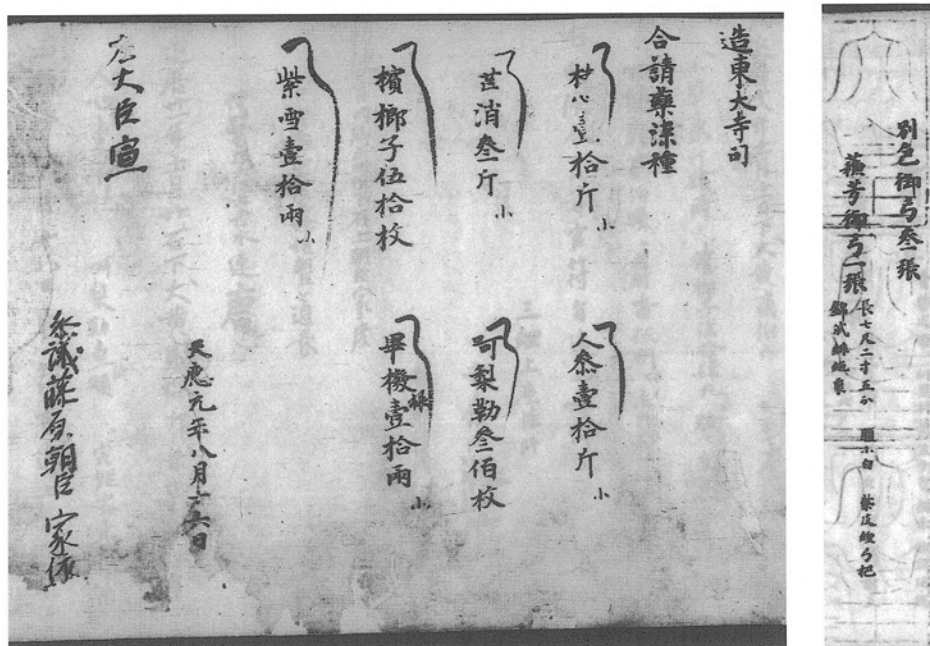


図2 a 国家珍宝帳（北倉158）第10紙より（右）とb 雑物出入継文（北倉167）第6紙（左）（正倉院宝物）

いても三の大字は叁である。数字以外では、人參・參議に參が用いられる。三の大字以外は、マキル系の參を用いているという事である。

〔資料11〕は天応元年の「雑物出入継文」で、写経所文書や献物帳より時代は降るが、三の大字叁と人參・參議の參が共起している例である。ここでも、やはり三の大字とそれ以外の語との間で書き分けが見られるのである。他の北倉文書も同様である。

次に紙背公文に目を転ずる。紙背公文の本身は正税帳・戸籍・計帳などの公文である。公式令の文字の書様の規定⁽¹⁵⁾を守るべきものである。三の大字の形を調査するには、恰好の資料群である。年代的には、写経所文書より古い大宝年間から天平一二年頃までの実態を見ることができる。但し、マキル系の語・人參・參議などの語は殆ど見いだせない。唯一「出雲国計会帳（天平五年）」に「參（參向）」が一例あるのみである。そこで、これら公文類での三の大字の実態を表一―三に示す。

表一―三の全体を通観して先ず気付くことは、叁だけが三の大字に用いられているのではないという点である。天平二年・四年の各国の正税帳及び大宝二年の戸籍では、三の大字に、叁・參の両形が使用されている。例えば、越前国の正税帳に注目してみると、天平二年には、參を用いているが、天平四年の郡稻帳では「叁」を用いている。また、「死馬皮叁張直稻叁拾束張別一十束」（正集二八、一ノ四

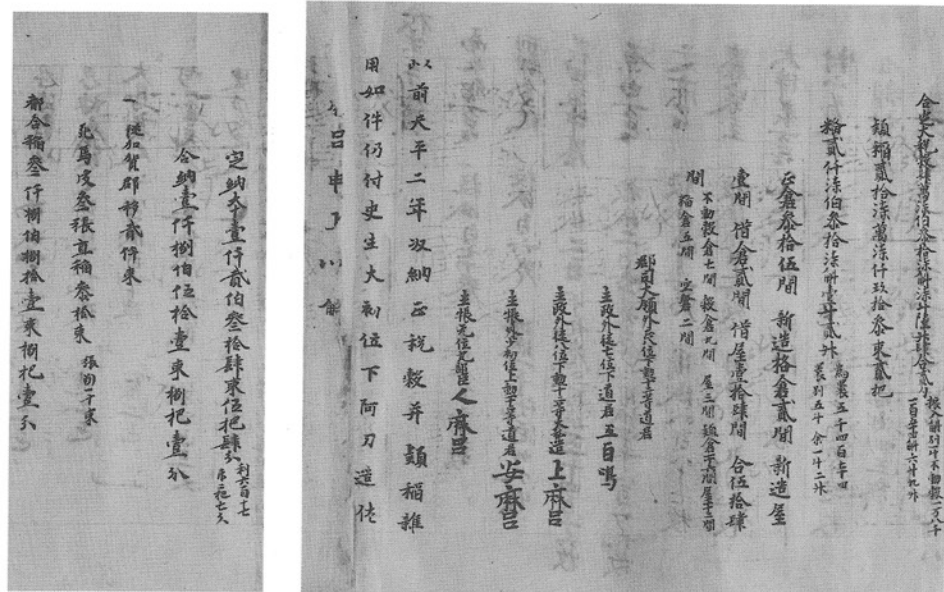


図3 天平2年越前国正税帳（正倉院文書正集27、第9紙）（右）と
天平4年越前国郡稻帳（正倉院文書正集28、第10紙）（左）（正倉院宝物）

六八)のように、叁と叅が共起している所も天平四年の郡稻帳にはある(以上、図3)。計帳については、同じ年に両形を用いたものはないが、全体を見れば、叁も叅も三の大字に使用している。

つまり、三の大字として用いられる形は叁だけではなかったのである。叅もまた三の大字に用いられていたのである。少なくとも、天平六年頃迄は、叁と叅は、同語を示す二つの形、すなわち、同字の異体関係であつたと考えるべき可能性が高いといえる。

次に、表一を見て明らかなことは、天平六年以降は三の大字が叁だけになるということである。戸籍・計帳は資料が少なく、年代的偏りがあるので、正税帳に見える現象を確認することはできないが、「天平六年以降には、三の大字に叁だけを使用する」という現象に抵触する例はない。

結局、写経所文書や北倉文書での叁・叅の使い分けは、資料の大部分が天平六年以降のものであるという、年代に規制される現象であつたのである。厳密に言えば、叁・叅の語に対応する使い分けは天平六年以降で、それ以前は、使い分けは必ずしも自明ではなかったのである。このことは、木簡によつても確認できる(後述)。

では、何故、天平六年を境に三の大字が叁に統一されていくのであろうか。このことを考えるのに参考となるのが、「参河国」の表記である。

写経所文書での参河国の表記は殆ど「叁河国」⁽¹⁶⁾である。平城宮木

簡・平城京木簡での表記も「叁河国」である。溯って、七世紀の木簡ではすべて「三川国」⁽¹⁷⁾である。七世紀の木簡の表記「三川国」がいつ「参河国」に変更されたのか。鎌田元一氏⁽¹⁸⁾によると、大宝四年四月、国印を諸国に一齐に頒下するために、中央で国印が铸造され、その時、国名表記の公定・統一が行われたとされる。おそらく、三川国から参河国へ表記が変化した原因も大宝四年の铸造国印の頒下であろう。残念ながら、大宝四年铸造の参河国の印影は現資料中に完存しない。正倉院文書続々修四七の断片⁽¹⁹⁾に、わずかにそれと判断できる印影がある。確認できるのは、三ではなく参であること程度である。叅か叁かは判断できない。しかし、木簡の例から判断すると、大宝四年以前の木簡は「三川国」しか見えない。それに対して、四年以降は「参河国」が圧倒的なので、大宝四年の国印铸造を境に表記が変わつたと見てよいだろう。そして、この時、採用された字形が、叅でなく叁であつたのである。叁が採用された背景には、中国での大字使用の影響もあつたであろう。しかし、この時点(大宝四年)⁽²⁰⁾で規定されたのは、「参河国」だけであつて、三の大字については、明確に字形までは規定されなかったであろう。表一・三の実態が、それを裏付けている。いずれにせよ参河国の字形の規定によつて、三・叁の認識が一般化したと考えられる。そして、天平六年頃、何らかの理由で三の大字を統一する時に、叁を選択する要因の一つになつたと考えられる。視覚的に三を喚起する字形は、叅

表一 正税帳などにみえる参の字形

※一ノ三九六は、『大日本古文書』巻一の三九六頁を示す

年代	字形	参	登
天平二年	伊賀国 越前国	正集一五（一ノ四二七～四二八） 正集二七、続々一九ノ八裏、続々三五ノ六裏（一ノ四二八～四三九）	正集一〇（一ノ三九六～四一三） 正集三七（一ノ四一八～四二三） 正集三四（一ノ三八九～三九〇） 正集一五・塵芥七（一ノ四一三～四一七）
天平四年	播磨国（郡稻帳） 佐渡国	正集三五（二ノ一五〇～一五一） 正集二八（二ノ二三～二四）	正集二八（一ノ四六一～四七三） 正集三四（一ノ四五二～四六〇）
天平六年		尾張国 周防国	正集一五（一ノ六〇七～六二〇） 正集三五（一ノ六二三～六二八）
天平七年 （以降）		佐渡国	正集二八（二ノ二二～二三）
天平八年		摂津国 薩麻国	正集一四（二ノ九一～一） 正集四三・続々三五ノ六裏（二ノ一二～二一）
天平九年		和泉監 駿河国 但馬国 長門国 豊後国	正集一三・一四（二ノ七五～九七） 正集一七（二ノ六七～七四） 正集一九（二ノ五五～六六） 正集三六（二ノ三二～四〇） 正集四二（二ノ四〇～四五）
天平一〇年		左京職 駿河国 周防国 淡路国 筑後国	正集九（二ノ一〇六） 正集一七・一八（二ノ一〇七～一三〇） 正集三五・三六（二ノ一三〇～一四六） 正集三七（二ノ一〇二～一〇五） 正集四三（二ノ一四六～一四九）
天平一一年		伊豆国	正集一九（二ノ一九二～二〇〇）

天平二年安房国義倉帳では、三に「参」を使用。
 天平二年越前国義倉帳には、参がみえるが、文字の右側が欠損していて不明。
 天平五年出雲国計会帳では、三に「参」と「参」の両形を使用。参向には「参」を使用。

表二 戸籍にみえる参の字形

年代	字形	参	参
大宝二年	筑前国 豊前国 豊後国	正集三八・三九、続修六、奈良国立博物館所蔵（一ノ九七） 一四一 正集四〇・四一、続修七・八、続々二八ノ九裏・三五ノ六裏、 村口伸一氏所蔵（一ノ一四二） 正集四三、続々三五ノ六裏（一ノ二四） 正集四三、続々三五ノ六裏（一ノ二四） 正集四三、続々三五ノ六裏（一ノ二四） 正集四三、続々三五ノ六裏（一ノ二四）	御野国 正集二二・二三・二四・二五・二六、続修二・ 三・四・五、続々三三ノ五裏、坂口茂氏所蔵 （一ノ一） 九六
養老五年		下総国 正集二〇・二一、続修二、続々一九ノ八裏・三 五ノ五裏、慶芥二六（一ノ二一九） 〇三	
天平宝字元年以降 延暦四年以降		讃岐国 常陸国 慶芥三二（一ノ三〇八） 三二七	

表三 計帳にみえる参の字形

年代	字形	参	参
靈龜元年以降 天平一年以前 神龜三年	阿波国	正集三七（一ノ五四九） 五五〇	山背国愛宕郡雲上里 山背国愛宕郡雲下里 山背国愛宕郡 正集一一・一二（一ノ三三三） 三五、三八〇 正集一二（一ノ三五三） 三八〇 続修一〇、一二、続々二八ノ八裏、静岡県立美術 館所蔵（一ノ五〇五） 五四九
天平四年			右京三条三坊 右京八条一坊 山背国綴喜郡大住郷 越前国江沼郡山背郷 正集九（一ノ四八一） 四九四 正集九（一ノ四九四） 五〇一 続修一三（一ノ六四一） 六五二 続々四四ノ四裏（一ノ二七三） 二八〇
天平七年			
天平二年			

よりも叁の方が適切であったこと、中国で三の大字に叁が用いられていたことは言うまでもない。

天平六年に何らかの理由で三の大字を叁に統一したと述べたが、それは、人為的に公的な力によって統一されたのではないかという推測が可能だということである。『続日本紀』の天平六年前後に文字の規定を記した記事は見えないが、おそらく公文の数字の書き方に関わる規定が加えられた可能性があると思われる。その根拠は、表一に明らかなように、正税帳では天平六年を境に叁しか表記されないこと、その変化の有様が非常にクリアなことである。

正税帳は、公式令の文字の書様の規定をうける公文である。また、諸国から京進される公文であるから、書かれる場合は都に限定されない。そういった文書において、天平四年までは両形あったにもかかわらず、六年以降は叁でしか表記されないというのは、自然な表記の変化とは解釈しがたい。自然な変化であれば、もつと表記に「ゆれ」があつてよいはずである。やはり、人為的な指示があつたと考えるべきであろう。つまり、三の大字には叁を用いるべし、といった人為的な操作の結果、叁は参河国と三の大字専用、叁はそれ以外の語に使用するという、字形の違いが語義に対応する状況が生じたと解釈できるのである。

以上の検討から、先ず、叁と参との書き分けは八世紀（天平六年以降）の一般的な現象であることが確認できた。さらに、叁と参は、

はじめは同字の異体関係であつたが、人為的な操作によって叁と参との間に語に対応する書き分けが生じた可能性が高いことを明らかにすることができた。

ここまでは、正倉院文書を資料として検討してきたが、果たして同様の結果が同時代資料においても得られるのであろうか。そこで、正倉院文書より広く年代をカバーできる木簡を資料として、叁と参との書き分けの実態を調査する。

四、木簡による確認

奈良文化財研究所木簡データベースの「参」のヒット数は三〇六点である（二〇〇四年二月二十四日現在）。内訳は次の通りである

a 藤原宮・藤原京・飛鳥京木簡	一一点
b 平城京木簡	一二九点
c 平城宮木簡	一一二点
d 宮町木簡	八点
e 長岡京木簡	一〇点
f その他の古代遺跡の木簡	二三三點
g 古代以外の木簡	一三三點

本稿で調査対象となるのは、gを除く二九三点である。このうち写真による文字の確認が可能なものは二七七点であつた。aからf

表四 木簡における参と登の用例

文脈	参河国	三の大字	マキル系の語 参・参向・ 参出・参入 持参など	その他 人参・有参・ 参原など
木簡群				
飛鳥・藤原 宮木簡	登河国① (一例のみ)	登 (21)	参出②A(図4b) 参出②B(図4c)	人参 久参 参原忌寸人足③
長屋王家木 簡	登河国	登 (図4d~j)	参向 参出 持参(図4a)	
二条大路木 簡	登河国	登 参⑤	参向 参入	
平城京木簡 その他	登河国	登		有参郷⑥ (図4k)
平城宮木簡	登河国 (図4n)	登 (図4n) 参⑦ (二例のみ)	参向(図4i) 向参 参入	
宮町木簡	登河国		参	
長岡京木簡	登	登		
その他	登河国	登	参出 参向 参上 向参	登 習書⑧ (図m)

※正報告の釈文で「参カ」とあるものについても、参と登の区別が写真で判断でき
る場合には各の用例として取り上げた。

の木簡でどのような例があるのか字形の違いも合わせて示す。

検討すべきことは次の三項目である。

I 天平六年以降の木簡では、三の大字・参河国に登が使用され、マキル・マジルの義の参向・参上・参議などに参が使用されているか。

II 天平六年以前の木簡では、三の大字に参・参の両形が使用されているか。

III 「登河国」の表記は、大宝四年以降であるか。

表四の中で検討すべき例は①~⑧である。これ以外の例は、先に示した正倉院文書から得られた結果と同様の結果を示している。

① 登河国波豆郡矢田里白髪ア小□□ 086(飛五一一七)

この木簡の行政区画の表記は国郡里である。コオリに「郡」を充

てるのは大宝令施行以降である。それ以前は「評」である。従って、この木簡は大宝四年の国印鑄造以降の可能性が高い。必ずしも項目

IIIの違例とはならない。

②A □急々□参出 019(藤原宮木簡一一五二)(図4b)

②B □□六取物者□□支 018(藤原宮木簡一一四五三)(図4c)

・□□参出 廿四日急 (又カ)

②A②Bは、同一語を両形を用いて表記している。参・参の書き分けが定着する天平六年以降であれば、②Bの木簡は違例となるが、

②A②Bともに七世紀末から八世紀極初頭の遺構から出土している。



『藤原宮木簡』1-453



b
『藤原宮木簡』1-51



『平城京木簡』2-2706^e



d
『平城京木簡』2-2704



j
『平城京木簡』
2-2703



i
『平城京木簡』
2-2721



h
『平城京木簡』
2-2720



g
『平城京木簡』
2-2719



f
『平城京木簡』
2-2718



a
『平城京木簡』1-322



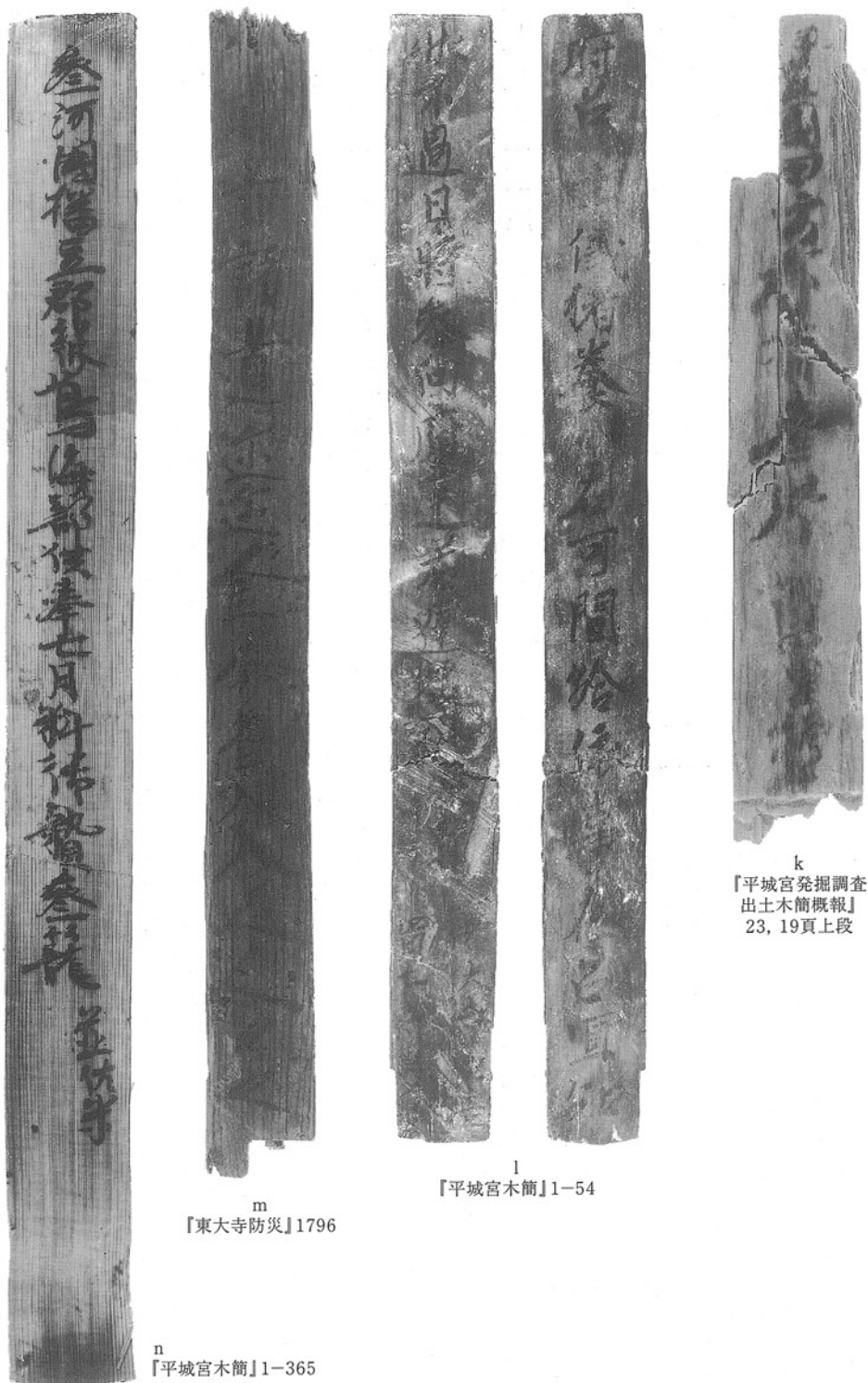


図4 木簡に見える叅と叁

書き分けが定着する以前なので、両形があっても不思議ではない。むしろ、叡と叁が別字ではなく、同字の異体関係であったことを示していると思われよう。

③ 奈原忌寸人足

80 (奈良県教育委員会『藤原宮』)

「ミハラ」と訓む人名であろう。七世紀末から八世紀極初頭の藤原宮期の遺構から出土している。天平年間であれば、数字三と意義の通ずる「サン・ミ」は、叁の形であることが正倉院文書の実態からは類推される。しかし、ここでは叁の形をとらない。出土遺構の年代からみて、おそらく大宝四年以前の実態を示していると考えられる。参河国・三の大字に叁を使用することが決められる以前の状態である。②A②Bと同じく、叁と奈とが同字の異体関係であったことの間接的証拠となろう。

平城京木簡は、長屋王家木簡・二条大路木簡・その他の木簡と三分割して考察を行った。特に長屋王家木簡と称される木簡の出土遺構SD四七五〇は、和銅三年から霊龜三年の短期間の木簡が一括して廃棄された所である。本稿で問題とする大宝四年と天平六年にちょうど挟まれた時期の資料ということになり、ここでの字形による書き分けの実態が注目される。

二条大路木簡は、長屋王死後の時期のものが中心となる。遺構は、SD五一〇〇・五三〇〇・五三一〇である。三の大字はSD五一〇〇・五三〇〇に見える。SD五一〇〇の木簡には、神龜二年から天

平一一年の年紀が見えるが、天平七・八年の木簡が多くある。SD五三〇〇は天平七・八年の木簡を中心とする遺構である。この時期も本稿で問題とする天平六年の直後であり注目すべき資料である。

その他の木簡は、和銅年間から天平年間に亘る長い時期のものである。平城宮木簡とも時期は重なる。

④ 奈の例九点をあげる。

□五斗八升 塩式斗奈升柒合捌夕
□□人 逃亡七人 □□□人 110 (城三三七七)

上日奈伯奈拾柒 160 (平城京木簡二二七〇三)(図4c)

上日奈 □□ 160 (平城京木簡二二七〇四)(図4d)

上日奈 □□ 160 (平城京木簡二二七〇六)(図4e)

上日奈 □□ 160 (平城京木簡二二七一六)

奈 □□ 160 (平城京木簡二二七一八)(図4f)

日奈伯肆 160 (平城京木簡二二七一九)(図4g)

日奈伯肆 160 (平城京木簡二二七二〇)(図4h)

奈伯拾奈 160 (平城京木簡二二七二二)(図4i)

奈の例四点をあげる。

□胡麻力 180 (城七一三三)

□斗 180 (平城京木簡一一三三二)

□斗 180 (平城京木簡一一三三二)

上日奈陸拾捌 160 (城二八一七下)

【給】解【内】

091 (城二八—三四下)

三の大字を記した木簡は一三点である。出土遺構はすべて和銅三年から霊龜三年のSD四七五〇である。叅が九点、叁が四点である。このうち九点が上日木簡であるが、叅が八点、叁が一点である。天平六年に三の大字が叁に規定されたという解釈に従って考えると、この時期の三の大字に両形が見えるのは当然の結果である。但し、マキル系の語には、叅しか用いられない(表4参照)。正倉院文書でのマキル系の語の実態と同じである。

⑤の二条大路木簡では、三の大字を記す木簡は一七点である。一四点はSD五一〇〇、三点はSD五三〇〇出土である。SD五一〇〇からは神龜元年から天平一年の木簡が出土している。三の大字については両形が予想される。SD五三〇〇は天平七・八年の木簡が中心の遺構であるから、三の大字は叁が予想される。果たして、一七点の実態はどのようになっているのであろうか。

両形が予想されるSD五一〇〇では、叅が九点、叁が五点である。予想通りである。このうち年紀の明らかな荷札木簡が三点ある。

- ・常陸国久慈郡膳鮑大贄叅斤
- ・「天平四年十月十六日」
- ・匙叁拾壹 天平八年八月廿二日
栗前男龍
- ・鎖鎖鎖鎖鎖鎖鎖鎖

092 (城二—三三上)

093 (城三一—二七)

【国】郡中男作物
海藻叁斤籠重十兩

天平十一年十月

039 (城二—三五下)

天平六年以降の八・一年の荷札には、叁が用いられ、六年以前のものに叅が記されている。天平六年頃に三の大字に人為的な規定が加えられたという解釈には反しない。
SD五三〇〇には三点の木簡に三の大字がある。すべて、叁である。これもまた、予想通りである。

- ・鮭肆枚 脯老籠 腊老筥 右叁種

・所給正六位上行家令勳十二等椋橋部造「伊藝美」011 (城四—一六下)

・藏叁拾肆 天平八年八月廿二日
栗前男龍

092 (城四—三三下)

【参伯力】拾力
【肆】

091 (城三—二二中)

天平七・八年を中心とする木簡において、三の大字がすべて叁であったということは、さらに、先の解釈を補強しうる実態である。長屋王家木簡・二条大路木簡以外のその他の木簡には、三点に三の大字が見える。すべて叁である。

- ・坤官官縫殿出米叁斗 右新買
- ・遣如件 五月廿八日舍人池後小東人
- ・合匏若干束 所殖十家
飛 成実若干 夜壹伯伍拾叁凡
匏匏匏匏見
- ・外従七位下成牛養卷 匏匏 成選成養 養 養 養 015 (城三一—一八上)

東十四日不 十□□參東 廿日□□

081(城三四一七下)

一点は「坤宮官……」とあり、天平宝字二年の官号改正後の木簡であることが解る。この木簡に叁とあるのは、正倉院文書と同様のあり方である。残り二点は、年代は特定でないが、天平年間のものなら叁で問題はない。問題とすべきは次の地名表記である。

⑥・伊豆国田方郡有參郷桜田里□□□_{〔榊前カ〕}

・養老六年

082(城三一一九上)(図4k)

「有參郷」は、『和名類聚抄』によると、伊豆国田方郡有雜郷(高山寺本)のことである。「ウサ」と訓むのであろう。サに叁を充てたことになる。叁の漢字音を用いた表記である。この木簡以外にウサ郷の例がないので、確証は得られないが、大宝四年の国名公定(三川国↓參河国)や和銅六年の郡郷名好字表記の規定を受けて叁を採用したのであろう。この背景には、三||叁||み||サ(ン)の關係が認識されていたことが解る。この木簡は養老六年のものであるが、地名であるため、天平六年の三の大字の規定以前に、參河国の字形の影響をうけて早く(養老六年)から叁が用いられたと考えられる。

平城宮木簡で問題となるのは、三の大字を叁で書いた⑦である。

⑦・長鮑毛籠納參拾漆條<sub>卅一条七尺
六条六尺四寸</sub>

天平十七年九月

083(平城宮木簡)一一四六一

・圓方女王

〔圖書□□王□〕

・參位□□□□□□

089(平城宮木簡)四一四二八

ともに天平六年以降に書かれた木簡であるから、三の大字には叁が用いられるはずである。ここでは參である。これをどう解釈するのか。例外とすべきであろう。天平六年以前は、三に叁も參も使用したのであるから、三に対して叁が公的に規定されても、表現の場や表現者の意識によつては、例外的に規定以外の字形が現れても不思議はない。押印されるような公文や勘校をうける公文類であれば、規定は厳密に遵守されるが、それ以外の表現の場では規定以外の字形が現れてもおかしくはない。正倉院文書においても、全体からすればごく少数ではあるが、天平六年以降の資料に三の大字に參が用いられていた。これと同じ現象である。

但し、正倉院文書・平城京木簡・平城宮木簡においてマキル系の語に対して「叁」を用いたものは、今のところ一例も見いだしていない。これは、注意すべきことである。

⑧_{〔首首カ〕}□□諸道迹迹金尔參入人人人之

(東大寺防災一七九六)(図4m)

右の木簡は習書である。一見すると「參入」かと思われるが、果たして參入という漢語を書いたのだろうか。文脈がわからないので決定し難い。全体の形を眺めると、「人・入」の形をもつ文字を並べただけにすぎないとも見える。類似の形をもつ文字を習書し

たと考える方がよいのではないだろうか。他に二字熟語も拾えない。この木簡の出土遺構では、大仏鑄造に関わる木簡が出土している。

年代は天平末年頃から天平勝宝年間のものであろう。この時期に参入でない参入があると確定できれば、注目すべき例となるが、語義が確定できないので、現時点では問題としない。

以上、木簡における参と叁との書き分けの実態を検討してきた。先に挙げた三つの検討項目について次の結果を得ることが出来た。

I、天平六年以降の木簡では、三の大字・参河国には参、マキル系の語、参・参向・参出・持参・参入・参中・参上・向参には、参が使用される。

II、天平六年以前の木簡では、三の大字に参と叁の両形が用いられる。

III、参河国の表記は大宝四年以降に限定される。

さらに、項目に追加すべきことは、「天平六年以前の藤原宮木簡では、一例ではあるが、マキル系の参出にも両形が使用される。」ということである。

木簡の検討によって得られた結論は、正倉院文書での参と叁との書き分けの実態と大きく矛盾するところはない。正倉院文書での実態を確認すると同時に、正倉院文書以前（七世紀～八世紀初頭）の実態をも確認することができた。それは、「語の識別に関わる参と叁との明確な書き分けは、七世紀には溯らない」ということである。

換言するならば、七世紀には、参と叁は同字と意識されていたということである。

八世紀に入り、大宝四年に三川国から参河国へ表記が規定され、さらに天平六年に三の大字が参に統一され、参と叁との間に語の識別に関わる、形態上の書き分けが生じた。その結果、八世紀（天平年間以降）には、あたかも参と叁とは同一文脈の中で入れ替え不能な別字としての性格を帯びるようになるのである。

また、参に対する叁の書き分けは、単に三の大字・参河国のみならず、「サン」という漢字音に対する字形としても認識されたと思われる。⑥の有参郷（伊豆国）は、その現われであろう。正倉院文書や、年代は降るが、東南院文書にも類例がある。

〔資料12〕 倉代西端雑物出入帳（続後四〇二二ノ三四一三五）

倉代西端 宝亀四年

正月

七日下午緋端疊叁拾枚「以同月廿一日返上」

右、為用吉祥悔家所借下、付別当僧德意

（中略）

廿八日下午緋端疊漆拾枚 紺帳伍條

右件二種物、為用上十一面悔過衆僧座料下充、

付法師実忠 見使参林師

(後略)

(傍線筆者。以下同様)

〔資料13〕 般若院参向東大寺衆僧交名 (東南院文書第三櫃第四一巻)

家わけ一八東大寺文書之一 四二一頁)

般若院参向衆僧事

合二十人

大法師安禎呪願 僧勤座導師

大法師慈冠 大法師施忠

僧安称 僧慶悠 僧理恵

僧参哲 僧明宣 沙彌延寿

右、今月卅日見参如件、

弘仁六年十月卅日少寺主住位僧「玄福」

上座法師「勝猷」

都維那僧住位「寿常」

寺主大法師

〔資料12〕・〔資料13〕ともに、僧名であるから音で訓まれている。〔資料12〕では、三の大字とともに参である。〔資料13〕では、僧名「参哲」と「参向・見参」との間に書き分けも見られる。

参河国、三の大字のみならず、数字の三とは直接関わない語についても、「サン」の音を媒介として、マキル系の参ではなく参が充てられるようになったと解釈できよう。漢字音「サン」に対する表記の実態は、本稿とは別に改めて考えたい。

五、まとめ

写経所文書・北倉文書・紙背公文、及び飛鳥藤原宮木簡・平城京木簡・平城宮木簡における参と叁の使用実態を調査し、以下の結果を得ることが出来た。

一、七世紀から八世紀初頭(天平六年)にかけて、参と叁との間には、語の識別に関わる明確な書き分けはなかった。

二、八世紀に入り、大宝四年の「参河国」の字形の規定、及び天平六年の三の大字に対する「叁」への統一によって、参は参河国と三の大字専用の字形になった。その結果、マキル系の語(参・不参・参向・参出・持参など)や参議・人参などを表記する場合は、「参」だけを用いることになった。

三、天平六年以降、参と叁との間には、語の識別に関与する書き分けが生ずることとなった。

一・二・三の結果から、当時の文字を書く人々のどのような意識が窺えるのであろうか。

七世紀から八世紀初頭までは、参と叁との関係は別字ではなく、同字の異体関係と意識していたと考えられる。その後(天平六年以降)、参が参河国・三の大字専用となったため、参と参は語によって書き分けるべき字形であると感じるようになったと思われる。

なぜならば、別字と意識していたと言ってもよい程、明確な書き分けが両者の間にはあったからである。

叁と叅は、古代の日本語において、果たして同字だったのか別字だったのか。本稿の調査では、最初は同字と意識されていた叁と叁であったが、人為的な操作によって語に対する書き分けが生じ、その結果、別字の様相を帯びるようになったと結論づけた。もし、ここに別字意識を認定するなら、それは、日本における文字用法上の変化の結果生じた別字意識であると解釈されよう。

後世の中国の字書類は、叁を俗字（「廣韻」とし、叁を古字（「集韻」としている。しかしながら、六朝や唐代の碑文に叁の字形が見える。敦煌の籍帳にも叁・叁が見える。また、現在の中国語での「参」の発音は、[shen]で、三は[san]である。叁は「三的大写字」（『漢語大詞典』『漢語大字典』）とあるので、叁の発音も[san]である。叁は「同参」（『漢語大字典』）とあるので、発音は[san]である。つまり、叁と叁は声母・韻母ともに異なる、全く別の音を持つ文字なのである。言うならば、形・音・義の異なる別字なのである。七～八世紀の中国では、実際に叁と叁とはどのような関係であったのだろうか。けっして、同語を記すことはなかったのだろうか。日本語の場合と同じなのか、違っているのか。中国語でのあり方と対照させることで、日本語における文字の用法の特質が、さらに明らかになると思われる。この問題については、七～八世紀の

中国語資料を語に即して検討する必要がある。

七～八世紀の中国語の生の資料と云えば、敦煌の文書類がその代表であろう。これらについては、未だ十分な調査を行っていないが、『敦煌社会経済文献真蹟积録』一～五に見出せる叁と叁についてのみ述べることにする。

『敦煌社会経済文献真蹟积録』（唐耕耕・陸安基編一九八六年・一九九〇年）は、図録と积文を対照させており、文字の形を調査するのに非常に便利な図録本である。戸籍・計帳・財政文書・田簿・売券・法律文書・度牒・寺院関係文書・書儀など、社会経済史料一三八八点を収録している。年代のみならず内容的にも、正倉院文書と対照させるのには、恰好の資料である。

三の大字については、社会経済史料なので、非常に多く見られる。すべて、叁であると言ってもよい実態である。但し、一点だけ叁を使用している文書がある。五四七年の瓜州効穀郡（？）計帳である。この計帳にのみ三の大字に叁が記される。例外的な現象なのかもしれない。西魏の時代なので、筆録者が中国語を母語としなかったために生じた現象と考える可能性もあろう。

三の大字以外では、すべての語に叁が用いられている。次に示す通りである。

「参軍・参議・参謀」などの官名、「参差・参商・参拝・参学・参禅・参羅・萬象参羅・参羅萬象・参々」などである。これらの語

は、例外なく叅で表記されている。動詞としての叅は「マジル」「マキル」「謁見スル」などの意で用いられているが、これもすべて叅である。人名「曹参・曾参・参君」や地名「参墟」なども叅である。特に次の二点の文書では、同一文書の中で叅と叅が明確に使い分けられている。

〔資料14〕 七十二年十一月参軍王某牒並判詞 〔敦煌社会経済文献真蹟積録〕第四輯四三二頁

（前略）

家給官□参足發遣、比為推問未了、

（中略）

開元九年十一月 日参軍王□

（後略）

〔資料15〕 九五八年九月西朝走馬使富住状 〔敦煌社会経文獻真蹟積録〕第四輯四〇七、四〇八頁

（前略）

國朝信物、亦無遺失。於深月式拾叁日得達 西朝

（中略）

皇恩、天高海闊、限以叅備、守戰遠方、不獲

朝覲、限以富住未獲迴走馬、

叅拝

（後略）

中国語では、叅と叅は形も音も義もすべて異なる別字である。従って、語の違いに対応して使い分けられているのは、当然の結果である。敦煌文書の一部で、それを確認することができた。中国語では、叅が参と同じように、三の大字として使用されることは無かったと思われる。ならば、何故、日本では天平六年まで、三の大字に両形が使用されたのであろうか。この問題については、今後の課題としたい。

注

（1）現在の「参」に、かつて「叅」や「叁」の字形があったことは、様々な字書類に示されている。一般的などころでは、『五體字類』や『木簡字典』（木耳社）などに、中国各時代の具体的な字形が掲出されている。『大漢和辞典』は、叁を俗字、叁を古字（集韻による）、参を俗字（廣韻による）とする。藏中進氏も『則天文字の研究』（翰林書房 一九九五年一一頁）のなかで参に複数の字形（参・叁）のあることを指摘しておられる。

（2）三の大字に叁を用いることは、中国に例がある。その字形が参や叁でなかったこと、字形の一部に三が含まれることは、藏中氏（前掲）が指摘されている。

（3）叁と叅の使い分けについては、『神道体系一古典編一古事記』（一九七七年）五六頁～五七頁の注で言及されている。「日本上代の文獻は、数には「参」、参向・参議・馳参・人参には「叅」を用いて例外は少ない」とし、上代の戸籍については、「御野国は数はすべて「参」、筑前国・豊前国は「叅」を用いる。養老の戸籍の数は下総国は「参」「叅」を混用し、常陸国と讃岐国は「参」を用いる。これらの戸籍の

不統一は珍しい。」と認定されるが、ここには誤認があると思われる。

まず、下総国は「登」しか用いていない。写真を見れば自明である。
『大日本古文書』巻一の二五六頁～二九一頁では、確かに三の大字を「登」「叅」の両形に翻刻しているが、この部分は写真(続々修三五ノ五裏)によるとすべて「登」である。

次に、正税帳を通観すればわかる(本稿表一)が、天平六年以前は、三の大字に両形が用いられるのは普通である。ここで取りあげられた戸籍は、すべて天平六年以前のものである。従って、両形が使用されることは、必ずしも、珍しいこととは言えない。

天平六年以降の状況については、指摘の通りである。古事記の写本の年代から考えれば、登・叅の両者が区別されるのは当然であると思われるが、古事記が書かれた和銅五年頃に、登と叅の書き分けが、当時一般的に自明であったか、つまり、確かに別字であったかという点、簡単には断言できないであろう。太安萬侶は、個人レベルでは、書き分けていたかもしれないが、但し、三の大字以外のマキル系の語に登が使用される例は、殆どない(本稿の調査による)ので、区別する意識は、既に内包されていたのかもしれない。

なお、西宮一民氏『古事記新訂版』(おうふう一九八六年)は、右の注を引用して、叅・参の書き分けを採用している。

(4) 続修一五裏(二ノ四二四)大根申請継文 天平一七年

続々修四四ノ三(一一ノ三四八)自宮来雑物継文(天平勝宝二年)

続々修四四ノ三(一一ノ三四九)自宮来雑物継文(天平勝宝二年)

続々修三八ノ二(一一ノ五三三)写書所告朔案帳 天平勝宝三年

(5) 資料名は正集・続修・続修後集・続修別集所属のものは、『正倉院文書目録』(東京大学史料編纂所編)の名称に従う。それ以外は、『大日本古文書』の名称に従う。

(6) 続修後集・続修別集・続々修は、続後・続別・続々と略す。

(7) 資料の所屬と『大日本古文書』の巻と頁を示す。頁は該当箇所の頁を示す。以下同じ。

(8) 正集以下続別までは、『正倉院古文書影印集成』一一一四で、容易に文字の形が確認できるので、この範囲で、登の大字を含む布施申請案の所在を示す。

正集一五裏(九ノ一七〇～一七四)写後経所解(案)天平一八年四月二日

正集一七裏(二ノ六八五～六八九)写後経所解(案)天平一八年一〇月一日

正集二六裏(九ノ四一三～四一六)写後書所解(案)天平一八年七月一日

正集二七裏(二ノ五三三～五三五)写一切経所解(案)天平一八年一〇月一日

正集三五裏(未収)写一切経所解(案)天平一八年一〇月一日

正集三六裏(三ノ六五～六九)写後経所解(案)天平二〇年四月一日

正集四三裏(九ノ四一七～四二二)写後経所解(案)天平一八年七月一日

続後六(一一ノ四五五～四五七)写経所解(案)(天平勝宝二年?)

続後一(二ノ一三〇～一三三)千部法華経布施文案 天平一二年一月一日

続別一四(三ノ四七八～四八三)造東寺司(案)(天平勝宝三年二月?)

続別一五(三ノ四七一～四七五)造東寺司(案)天平勝宝二年一二年三日

続別二(三ノ三二二～三二八)東大寺写一切経所解 天平勝宝元年

続別三(二ノ二四一～二五〇)千部法花布施文案 天平勝宝二年五月四日

続別三(二ノ三三七～三四五)千部法花布施文案 天平勝宝二年

続別三(三ノ六三二～六三四)写書所解(案)天平勝宝五年一〇月二日

続別三(三ノ六三八～六四〇)写書所解(案)天平勝宝五年一二月一〇

日

続別五〇(三ノ五・五二)写書所解(案)天平勝宝三年八月二日
右以外の続々修所属の布施申請解案についても、マイクロフィルムの紙焼で文字の確認を行った。三の大字はすべて「登」である。

- (9) 用例数の総計は五三例になるが、これは一文中に叅と登が共起するものが二通あるからである。

- (10) () 内の年紀は、推定の年紀を示す。以下同じ。

- (11) 叅・不叅・叅向・不叅向・叅上(四五例)

続修一九(四ノ三三八・三四五・四三〇・四三二、五ノ二七〇、六ノ一六五・二八九)

続修二〇(四ノ四三〇・四三一・四四五・四四七、六ノ一七〇・三三〇)

続修四九(二〇ノ六二)

続後三二裏(二〇ノ六三)

続々二ノ六裏(二四ノ四四八・四四八)

続々三ノ四裏(二四ノ四四三、四ノ四八六・四八七・四八七・四八九、一五ノ八八・八九・九〇・九〇・九一・九九)

続々一八ノ六(二四ノ三八)

続々三九ノ一裏(二七ノ五六一・五六三・五七二)

続々三九ノ二裏(二七ノ五七八・五八一・五八三・五八三)

続々三九ノ三裏(一八ノ四六四・四六八)

続々三九ノ四裏(二〇ノ五〇・五四・五七・六〇・六一・六一)

続々四〇ノ二裏(二二ノ四一五)

登(八例)

- (12)

続修二〇(四ノ四三一、五ノ二四四)

続々三ノ四裏(四ノ四八九)

続々三九ノ二裏(一七ノ五七六・五八八)

続々三九ノ四裏(二〇ノ五二・五六・五九)

- (13) 蔵中進氏 注(一) 一一頁。

- (14) 「正倉院宝物3 北倉Ⅲ」(毎日新聞社 一九九五年)の写真を資料とした。北倉文書はすべて収録されている。

- (15) 公式令第廿一、六六条に「凡公文。悉作真書。凡是簿帳。科罪。計贓。過所。抄勝之類有数者。為大字。」とあり、数字を大字で書くことが規定されている。

- (16) 「参河国」の例は一一例あるが、写真が確認できるのは五例である。五例はすべて登である。六例は「丹裏古文書」なので、写真が確認できない。五例の登の所在は、続別一(三ノ四〇三・四〇四)、続々四〇ノ三裏(六ノ五八〇)、続々四四ノ一〇裏(一四ノ五四)(参河白絶)、続々二四ノ五裏(二四ノ七五)である。「三川白絶」が三例(二五ノ三〇八・三〇九、「三川史生」が一例(二五ノ一三三)、「三河目」(一五ノ一三三)が一例あり、すべて地名の参河かと思われるが、表記は「登」ではない。これは、参河国の略式の表記とみてよい。大宝四年以前は、「三川国」と書かれていたのだから、この表記が公文以外の所にあっても不自然ではない。「三川」と書かれたのは帳簿や聞書文書で、もちろん公文ではない。

- (17) 藤原宮・石神遺跡の「三川国」の例は、次の五点である。

・ □□□□□上□□□□

・ □川国□□

三川国波豆評□嶋里□□一斗五升

三川国各田評□

・ □□年十二月三川国鴨評

・ 山田里物ア□□□□米五斗

・ 朔十四日記三□□

・ □□五日記三川□

(藤原宮木簡「一四二」)

(日本古代木簡選「一〇二頁」)

(飛一七一八下)

(飛一七一八下)

(飛一七一四下)

五日 第三回正倉院文書研究会口頭発表

(飛一七―八下)は、「飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報」(一七)の一八頁の下段であることを示す。『藤原宮木簡』一四二二一は、『藤原宮木簡』一四二二一番の木簡を示す。以下同様。

(18) 鎌田元一氏「律令制国名表記の成立」(『律令公民法制の研究』所収一九九五年)

(19) 『日本古代印集成』(『非文献資料の基礎的研究―古印―報告書』(国立歴史民俗博物館編 一九九六年)三八九頁に、続々四七ノ第一四号の文書断簡の印影を参河国と推定したことについての解説がある。

(20) 数字の書き方に関わる規定は、天平六年正月の勅による「官稲混合」の実施に関係があると考えられる。天平六年の官稲混合を境に、正税帳の記載事項に大きな変化があったことが夙に知られている。沢田吾一氏「奈良朝時代民政経済の数的研究」(富山房 一九二七年)、藺田香融氏「日本古代財政史の研究」(塙書房 一九八一年)。この時点で、二つの字形が使用されていた三の大字を「叁」に統一した可能性があるのではないか。この頃、参以外の数字で、二つの字形が併用されているものは殆どない。仟と阡、伯と佰の異同がある程度である。

(21) この木簡は、

下毛野国足利郡波自可里鮎大贅一古叁年十月廿二日

(『藤原宮木簡』一一三)

とあり、地名表記が「国郡里」である。これは、大宝令施行以降の木簡である。叁年は大宝三年と解されている。従って、七世紀の木簡ではないので、特に問題とならない。なお、本稿に示す木簡の釈文は報告書・概報による。但し、叁・叁については写真で確認した字形を採用した。

(22) 「藤原宮跡出土木簡概報」(奈良県教育委員会)によると、出土遺構はSD一〇五で、七世紀末から八世紀初頭の遺構とされる。

(23) 松尾良樹氏「中国語史からみた正倉院文書」(二〇〇三年一〇月二

「付記」本稿は、二〇〇四年一月一日奈良女子大学・国際高等研究所公開シンポジウム「古代日本語を読む―東アジアの文字環境―」での研究報告をもとに成稿した。シンポジウムでは、コメンテーターの先生方から貴重なご教示を賜った。記して感謝申し上げる。また、奈良文化財研究所の渡辺晃宏先生をはじめ史料調査室の方々には、準備段階からご指導を賜った。また、木簡の写真の閲覧には、便宜をはかっていただいた。記してお礼申し上げる。